

芦屋市靈園香花壳場運営事業に係る企画提案競技実施要領

令和8年1月

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課

目 次

1 香花売場運営事業者の募集について	- 1 -
2 霊園の概要	- 1 -
3 事業概要	- 1 -
4 企画提案競技スケジュール	- 2 -
5 応募資格	- 2 -
6 応募要領	- 2 -
7 企画提案書作成要領	- 4 -
8 事業予定者の選定等	- 4 -
«別紙1» 販売品目の仕様（7 企画提案書作成要領 (4) 提案内容 イ 関連）.	- 6 -

1 香花売場運営事業者の募集について

芦屋市霊園(以下「霊園」という)において、霊園管理棟1階のスペースを墓参者の利便性の向上に寄与する場として活用するため、広く事業者を公募し、香花売場運営について創意工夫ある提案を募集するもの。

2 霊園の概要

- (1) 所 在 地 芦屋市朝日ヶ丘町608番、609番
芦屋市鉢谷17番、30番
- (2) 供用開始 昭和28年12月
- (3) 敷地面積 170, 389m²
- (4) 主な施設 一般墓地：6, 247区画
(令和7年3月31日現在使用区画：6, 022区画)
合葬式墓地：合葬室4, 500体、一時安置室800体
(令和3年7月開設)
管理棟：地下1階 倉庫等
1階 事業対象地、事務室、会議室等
2階 事務室、作業員詰所等
(令和3年7月開設)

3 事業概要

- (1) 事業名称 芦屋市霊園香花売場運営事業
- (2) 運営方針
霊園の香花売場での供花等の販売は、長年にわたり定着し、墓参者の利便性の向上に大変寄与してきた。
運営事業者は、今後も継続してきたサービス内容(供花等の販売)を低下させることなく、さらに墓参者の利便性の向上に寄与するサービスを実施すること。
なお、供花のみの販売に限定するものではない。
- (3) 場 所 霊園管理棟1階(所在地:芦屋市朝日ヶ丘町15番7号)
- (4) 事業対象地 屋内 63. 00m²(別添「別紙1 平面図」参照)
- (5) 契約形態 行政財産の貸付
- (6) 事業内容
 - ・供花等の販売
 - ・バス待合所(11. 00m²)の提供
 - ・その他、墓参者の利便性の向上に寄与するサービスの提供など
- (7) 運営期間
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- (8) 営業開始日 令和8年4月1日
- (9) 運営条件
別紙、「芦屋市霊園香花売場運営事業運営条件」(以下「運営条件」という。)のとおり
- (10) 運営事業予定者選定方式
公募型のプロポーザル方式により企画提案者を募集し、評価基準を基に審査を行い、運営事業予定者を選定する。

- (11) 庁舎管理上の制約事項等
「芦屋市庁舎管理規則」に反する行為は禁止する。

4 企画提案競技スケジュール

(1) 公表	令和8年1月15日(木)
(2) 実施要領配布	令和8年1月15日(木)から令和8年2月6日(金)まで
(3) 現地見学会	令和8年1月21日(水)午後2時から午後3時まで
(4) 質問受付期間	令和8年1月15日(木)から令和8年1月28日(水)まで
(5) 質問回答最終日	令和8年2月3日(火)まで
(6) 応募書類受付期間	令和8年1月15日(木)から令和8年2月6日(金)まで
(7) 1次審査(書面審査)結果通知	令和8年2月13日(金)
(8) 2次審査(面接審査)の実施	令和8年2月25日(水) ※面接実施順、予定時間は別途連絡。
(9) 最終結果通知	令和8年3月4日(水) (予定)
(10) 契約日	令和8年4月1日(水)

5 応募資格

- (1) 本事業の趣旨に理解があり、香花売場の運営に知識を有し、かつ安定した運営ができる法人、団体又は個人事業主(以下「法人等」という。)が対象で、法人格の有無は問わない。
- (2) 複数の法人等で応募(以下「共同応募」という。)する場合は、代表者(他は、「構成員」とします。)を定め、代表者及びすべての構成員において、本項目に定める応募資格を有することが必要。
- (3) 複数応募の禁止
- ア 共同応募する法人等は、2以上の本申請に係る代表者または構成員になることはできない。
イ 単独で運営事業者の申請をする法人等は、本申請に係る共同応募の代表者又は構成員になることができない。
- (4) 欠格事項
- 次に該当する法人等は、応募することができない。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当する者。
- イ 応募申込書等の提出時点で、公租公課を滞納している者。
- ウ 現に、芦屋市の定める競争入札に係る指名停止基準(昭和61年芦屋市基準)に基づく指名停止を受けている者。
- エ 芦屋市暴力団排除条例(平成24年条例第30号)及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱(平成25年)に基づく入札等排除措置を受けている者。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。)、廃止前の和議法(大正11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。)がなされている者。

6 応募要領

- (1) 提出書類
- ア 応募申込書(様式1)
※共同応募の場合は、構成員の中から代表者を定め、申し込む。芦屋市からの連絡は、代

表者にのみ行う。

イ 構成員調書(様式2)

※代表者を除く構成員ごとに1部ずつ作成

ウ 運営事業予定者の選定等に係る誓約書(様式3)

エ 法人等の概要説明書(様式4)

※個人事業主についても同様

オ 過去の事業運営実績(様式5)

カ 本事業運営の推進体制(様式6)

キ 企画提案書(様式は任意)

ク 質問書(様式7)

※本実施要領の内容に質疑がある場合に提出

ケ 辞退届(様式8)

※応募書類提出後に辞退する場合に提出

コ 誓約書(様式9)

サ 5 応募資格(4)欠格事項イに係る納税証明書

(2) 提出方法 下記提出先まで郵送又は持参(郵送の場合は必着)

(3) 提出部数 7部(正本1部、副本6部)

(4) 提出期限 令和8年2月6日(金) 午後5時00分まで
(12時から12時45分までを除く。)

(5) 提出先 〒659-8501

芦屋市精道町7番6号

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課靈園・火葬場係

電話 0797-38-3105

FAX 0797-38-2162

(6) 留意事項

ア 本企画提案競技に関して応募者が必要とした費用は、すべて応募者の負担とする。

イ 提出された応募申込書及び企画提案書等は返却しない。

ウ 提案内容については、面接審査において内容を再度確認する。

エ 企画提案書の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、事業予定者となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は事業予定者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(7) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、又は本実施要領で定める事項に違反した場合

イ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わずに連絡を行った場合

ウ 応募書類提出後から契約日まで間に、芦屋市の定める競争入札に係る指名停止基準(昭和61年芦屋市基準)に基づく指名停止を受けた場合

7 企画提案書作成要領

(1) 趣旨

本書は、運営条件に対する、提案者及び提案する業務の考え方、具体的実現方法の提案を求めるものである。よって、提案者は企画提案書作成において特段の記載がなくても、本市が示す業務の内容に十分に留意し作成すること。

(2) 作成要領

ア 企画提案書はA4縦両面印刷(長辺綴じ)とする。

イ A4にて記載が困難な部分はA3でも構わないが、A4の大きさに折って綴じこむこと。

ウ 企画提案書には必ずページ番号を付番すること。

エ 印刷物については、別紙「芦屋市霊園香花売場運営事業予定者選定評価基準」(以下「評価基準」という。)の評価項目ごとにインデックスをつけること。

(3) 企画提案書

別紙「運営条件」等を踏まえて、企画提案書を作成すること。

企画提案書については、1者1提案とする。

企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めない。

(4) 提案内容

ア 香花売場の運営に対する考え方

イ 供花等(運営条件8で規定する販売品目)の販売価格(仕様は別紙1「販売品目の仕様」のとおりとする。)

ウ 墓参者の利便性の向上に寄与するサービス提供

8 事業予定者の選定等

(1) 評価基準・方法・事業予定者の選定

ア 5. 応募資格の確認の結果、応募資格を有すると認められた者(以下、「応募有資格者」という。)を対象に、芦屋市霊園香花売場運営事業予定者選定委員会(以下「委員会」という。)において、別紙「芦屋市霊園香花売場運営事業に係る企画提案競技審査要領」に基づき、企業評価(1次審査(書面審査))、提案内容評価(2次審査(面接審査))及び価格評価を行い、選定する。

イ 評価の結果、最高得点者を本運営事業予定者と選定する。ただし、最高得点者との協議の結果、本運営予定事業者として決定されないおそれがある場合、又はその他の理由で決定に至らなかった場合は、次順位の者を本運営事業予定者とする。

ウ 別紙「評価基準」にある提案内容評価について、評価項目の1項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は総合評価点が70点未満である場合は、事業予定者及び次点に選定しない。

(2) 公表及び異議等への対応

審査結果は、後日芦屋市ホームページで公表するが、審査に対する質疑や異議等には一切応じない。

(3) 面接審査

書面審査の結果、面接審査を行います。

ア 令和8年2月25日(水)に、芦屋市役所本庁舎北館3階ミーティングルーム3にて行う。

イ 委員会に提案内容に関して説明し、質疑応答を行う。なお、出席人数は1事業者3名までとする。

- ウ 開始時間は応募有資格者(共同応募の場合は代表者)に令和8年2月13日(金)に「様式1」で記載されている連絡担当者あて電子メールにて通知する。
 - エ プレゼンテーションに際して、パソコンを接続できるモニターは準備するが、そのほか必要な備品は応募有資格者で用意すること。
 - オ プレゼンテーション当日において、補足説明資料等を配布することはできない。提案書類に漏れなく記載しておくこと。
 - カ プレゼンテーションの時間配分(目安)
 - ・説明持ち時間 5分程度
 - ・質疑応答時間 15分程度
- (4) 委員会は、非公開とする。
- (5) 審査結果については、後日、応募有資格者全員(共同応募有資格者の場合は代表者)に文書にて通知する。
- (6) 事業予定者に選定された応募有資格者名とその提案内容の概要はホームページにて公表する。

«別紙1» 販売品目の仕様 (7 企画提案書作成要領 (4) 提案内容 イ 関連)

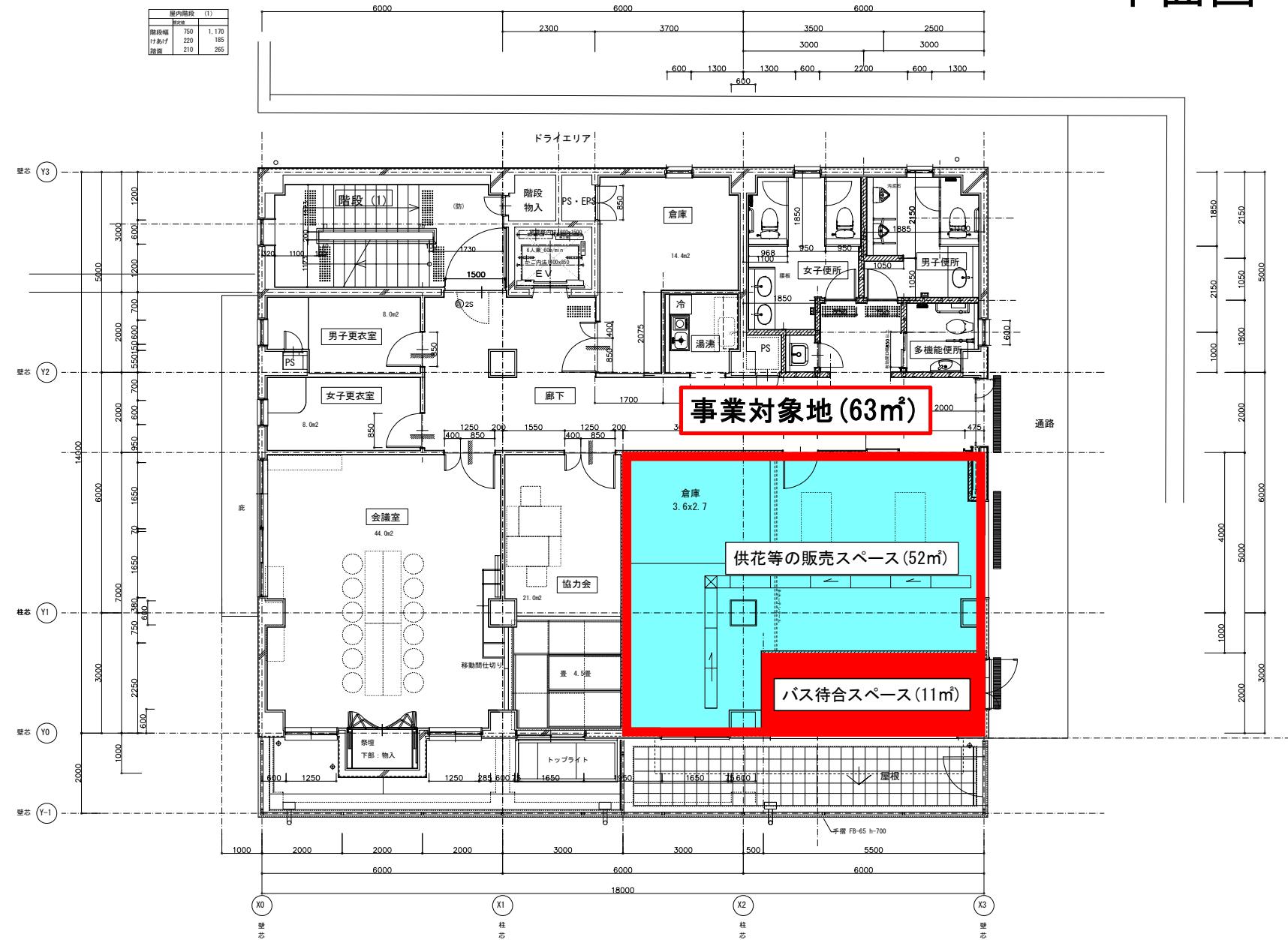
販売品目	単位	写真等
ア 線 香	束	
イ ローソク	本	
ウ しきみ	本	
エ ひさかき	束	
オ 墓 花	束	 <ul style="list-style-type: none">・小菊（赤）・一輪菊（白）・カーネーション・スターチス・小菊（黄）・下草
カ 仏 花	束	墓花を小ぶりに したサイズ <ul style="list-style-type: none">・小菊（赤）・一輪菊（白）・カーネーション・スターチス・小菊（黄）・下草



別紙 1

平面圖

屋内階段 (1)	
	規定値
階段幅	750
けあげ	220
踏面	210



芦屋市靈園香花壳場運営事業運営条件

令和8年1月

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課

目 次

1 遵守事項.....	- 1 -
2 所在地及び施設の概要等.....	- 1 -
3 契約形態.....	- 1 -
4 貸付料.....	- 2 -
5 保証金.....	- 2 -
6 営業時間.....	- 2 -
7 営業内容.....	- 3 -
8 販売品目.....	- 3 -
9 従事者の配置等.....	- 3 -
10 防犯・防災対策等.....	- 4 -
11 契約の取消.....	- 4 -
12 責任分担.....	- 5 -
13 原状回復.....	- 5 -
14 個人事業主の相続.....	- 5 -
15 物品の管理.....	- 5 -
16 費用負担.....	- 6 -
17 禁止事項.....	- 6 -
18 事業報告.....	- 6 -
19 法令の遵守事項.....	- 6 -
20 疑義等の取り扱い.....	- 7 -
21 その他の留意事項.....	- 7 -

芦屋市靈園香花売場(以下「香花売場」という。)運営事業について、運営事業者は以下に定める運営条件に基づき実施するものとする。

1 遵守事項

香花売場運営にあたって運営事業者は、次の各号に掲げる内容を遵守すること。

- (1) 芦屋市の公の施設であることを常に念頭におき、善良な運営事業者の注意義務を持って、適正な業務の遂行に務めること。
- (2) 石材業者等の紹介、斡旋等、特定の事業者等の営利活動に協力してはならない。
- (3) 墓参者の心情等に配慮し、接遇や言動等に十分な注意を図るとともに、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- (4) 運営事業者は、業務中における宗教上の中立を保つこと。
- (5) 墓参者及び近隣住民の意見、要望等に対しては、責任を持って対応すること。
- (6) 墓参者等の個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- (8) その他市民サービスの観点から、積極的なサービスに取り組むこと。

2 所在地及び施設の概要等

- (1) 名 称 芦屋市靈園管理棟
- (2) 所 在 地 芦屋市朝日ヶ丘町15番7号
- (3) 建物概要(事業対象地を含めた全体)
 - ア 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階
 - イ 延床面積 812.23m²
(地下1階:286.30 m²、1階:254.00 m²、2階:252.00 m²、塔屋:19.93 m²)
 - ウ 配置室名 地下1階 倉庫、駐車場、防災倉庫
1階 事業対象地(63.00 m²)、事務室、会議室
2階 事務室、作業員詰所

3 契約形態

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、芦屋市が事業者に対し、行政財産である土地、建物の一部を貸し付ける方法により行う。

4 貸付料

(1) 芦屋市公有財産規則第16条により、年度ごとに算定した貸付料(以下「貸付料」という。)を本市の請求に基づき、その指定する納付書により期日(半年ごと)までに市指定金融機関に納付しなければならない。

ア 所在地 芦屋市朝日ヶ丘町609番

イ 使用面積 63.00m²のうち52.00m²

ウ 貸付料 令和8年度固定資産仮評価額決定後算出する

(参考: 令和7年度使用料 70,297円(月額))

(2) 使用開始及び終了の月の貸付料は、1月に満たない場合でも1月として計算する。

(3) 指定期日までに納入しないときは、その翌日から納付の日まで延滞金として年9.1パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年2.8パーセント)の割合を乗じて計算した金額を支払わなければならない。

(4) 既納の貸付料は、理由問わず返還しないものとする。

5 保証金

(1) 運営事業者は保証金として、貸付料の3月分に相当する金額を契約と同時に市に納付しなければならない。

(2) (1)の保証金には利息を付けない。

(3) (1)の保証金は運営期間の終了または契約の取消しがあったときに返還する。この場合において、13(1)の規定の履行を終えない者に対してはその復旧に要する費用の額を、4に規定する貸付料の未納のある者に対してはその額を、保証金のうちから控除する。

(4) (3)の場合において、保証金の額が復旧に要する費用又は未納の貸付料を償うに満たないときは、運営事業者は直ちにその不足額を納付しなければならない。

6 営業時間

(1) 香花売場は年間を通じて営業すること。(年中無休)

(2) 原則として、7月1日から9月30日までの期間は午前8時から午後5時まで、10月1日から6月30日までの期間は午前8時から午後4時30分までとする。

(3) 盆、彼岸及び年末年始等の一定期間(終日開門期間)などで、墓参者の利便性を考慮すべき必要性がある場合は、運営事業者の裁量に委ねるため、柔軟に対応すること。

(4) 営業時間の変更を必要とする場合は、その事由を添え市長の承認を得なければならない。

7 営業内容

(1) 運営事業者は、次の各号に掲げる営業を必ず行うこと。

ア 供花等の販売

イ バス待合スペース(11.00m²)の提供（清掃や椅子の整列など待合スペースの管理を行うこと。また、夏季の期間については、涼み処等としても開放するため、空調の調整や周知等の協力を行うこと。なお、供花や物品等は置くことはできない。）

(2) 運営事業者は、次の各号に掲げる墓参者等の利便性の向上に寄与するサービスの提供を行うことができる。

ア 墓参に必要な物品の販売(例：お供え物、手ぬぐい等)

イ 墓所内清掃、花差し替え等のサービスの提供

ウ その他、墓参者の多様なニーズに柔軟に対応するためのサービスの提供

8 販売品目

(1) 供花等の販売品目は次の各号に掲げるものとする。

ア 線香

イ ローソク

ウ しきみ

エ ひさかき

オ 墓花

カ 仏花

(2) (1)の品目の販売価格は、市長に申請し、承認を得なければならない。

(3) (2)で承認を得た販売価格は変更してはならない。ただし、彼岸・盆・年末年始等、季節によって仕入価格に変動が生じる時期は、この限りでない。

(4) (3)等の理由により、(1)の価格を変更しようとするときも(2)によるものとする。

(5) 価格表は香花売場内の見やすい場所に掲示しておかなければならぬ。

(6) 7(2)アの販売品目及び価格については、市長に申請し、承認を得なければならない。

(7) 7(2)イにかかる価格は、適正な価格とすること。

9 従事者の配置等

(1) 運営事業者は、毎日香花売場に従事者を配置しなければならない。ただし、従事者が事故等の理由により休業しようとするときは、その理由を添え市長に届け出なければならない。

(2) 供花の販売に必要な知識や販売業務執行の能力を有し、香花売場の運営業務が適正に行える者を配置すること。

- (3) 盆、彼岸及び年末年始等の一定期間には墓参者が急増するため、従事者数を増やすなど迅速に対応すること。
- (4) 従事者の通勤用車両（自動二輪車・自転車等含む）の駐車・駐輪場所は、各自で用意すること。ただし、霊園内に駐車スペースがあり、当該施設に係る業務に支障がないと認める場合に限り、駐車利用を許可することができる。
- (5) (4)にあたっては、芦屋市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱（平成20年4月1日）第8条に規定する駐車料の金額を徴収する。

10 防犯・防災対策等

- (1) 夜間等閉店時間帯の警備にあたっては、機械警備にて行うこと。
- (2) 施設内での事故発生の防止に努めること。
- (3) 非常時、災害時及び災害想定時に備え連絡網の整備をすること。
- (4) 緊急時等の対応及び防犯・防災対策についてマニュアルを策定し、従事者を指導すること。
- (5) 霊園及び管理棟は禁煙であることから、従事者にその旨周知徹底を図ること。

11 契約の取消し

- (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は運営期間中であっても、契約の取消し若しくは運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - ア 香花売場を他に使用させ、又は使用権を担保に供したとき。
 - イ 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したとき。
 - ウ 5に規定する保証金を納付しないとき。
 - エ 4に規定する貸付料を指定の期限内に完納しないとき。
 - オ 個人事業主が死亡したとき。
 - カ 市長が公益上必要あると認めたとき。
 - キ 市の調査に協力せず、又は指示に従わないとき。
 - ク 運営事業者から、本事業からの撤退の申し出があったとき。
 - ケ その他、この運営条件に違反するなど、市長が運営事業者による業務を継続することが適当でないと認めたとき。
- (2) (1)の場合において、運営事業者に損害が生じても市はその責を負わない。
- (3) 市及び運営事業者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合は、契約を取り消すこととする。この場合の業務の引継ぎに係る運営事業者の経費については、別途協議して決定する。

12 責任分担

- (1) 運営事業者は、その責に帰すべき事由により、香花売場を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による香花売場の損害額に相当する額を市に支払わなければならない。ただし、運営事業者が自己の負担により香花売場を原状に回復した場合は、この限りではない。
- (2) 運営事業者は、香花売場の使用にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て運営事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。また、業務中の事故についても運営事業者の責任において解決するものとする。ただし、市長が天災その他避けられない不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市又は運営事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のもの）によるものと認めたときはこの限りでない。
- (3) 市は、運営事業者に対して不可抗力による休業補償は行わない。
- (4) 市は、施設及び設備の不備若しくは管理上の瑕疵又は火災等事故による臨時休業等に伴う補償は行わない。

13 原状回復

- (1) 運営期間が終了したとき、又は 11 の規定により契約が取り消されたときは、運営事業者は、自己の負担により香花売場を原状に回復し、市の検査を受け、市が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、市長が特に承認した場合は、この限りではない。
- (2) 運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを運営事業者に求めることができるものとする。この場合において、運営事業者は異議を申し立てることはできない。

14 個人事業主の相続

個人事業主が死亡したときには、相続人に対して 13 の規定を準用する。

15 物品の管理

- (1) 備品の管理
 - ア 市が所有する備品については、芦屋市物品管理規則に基づいて管理すること。
 - イ 運営事業者からの持込備品は市に申告すること。
- (2) 消耗品の管理
香花売場の運営に支障を来たさないよう、必要な消耗品を運営事業者が調達して管理を行うこと。

16 費用負担

次の各号に掲げるものは、運営事業者が負担するものとする。

- (1) 改装費用及び備品購入等
- (2) 業務を運営する際に必要な費用(人件費など運営に係る経費全般)
- (3) 香花売場(契約した範囲)の維持管理費用(日常業務で発生する塵芥処理、清掃、害虫駆除等)
- (4) 香花売場の施設、設備及び備品等の修繕費用
- (5) 運営事業者が設置した備品等の維持管理費用
- (6) 光熱水費(電気、上下水道)、通信費(電話代等)
- (7) 機械警備に係る経費
- (8) 冷暖房設備保守点検に係る経費(フロン排出制御法の規定による目視点検及び定期点検)

17 禁止事項

- (1) 香花売場を他に使用させ、又は使用権を担保に供してはならない。
- (2) 運営事業者は建物の増築又は改築をしてはならない。
- (3) 運営事業者は6に規定する営業時間のほか香花売場に滞在してはならないものとする。ただし、営業時間前後の準備及び片付けに係る時間帯は除くものとする。
- (4) 運営事業者は火災予防のため、市長が指定する場所以外で火気を使用してはならない。
- (5) 運営事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。運営期間終了後及び11の規定による契約の取消し後においても同様とする。
- (6) 市長の承認を受けた場所以外での看板等の設置又は張り紙等、宣伝活動を行ってはならない。
- (7) 第三者に対する業務の包括的委任はしてはならない。

18 事業報告

運営事業者は、運営期間中、毎月15日までに前月の、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出すること。

- ア 売り上げ
- イ 光熱水費
- ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

19 法令の遵守事項

運営事業者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、運営にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和 62 年芦屋市規則第 6 号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成 24 年芦屋市条例第 30 号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他事業の履行に必要とされる関係諸法令

20 疑義等の取り扱い

この運営条件に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と運営事業者で協議して決定することとする。

21 その他の留意事項

- (1) 運営事業者は、市から運営業務について指示を受けたときは、それに従うこと。
- (2) 市が実施する新たな施策、規定改正、調査、施設の現状変更等にあたり運営事業者の協力が不可欠な場合は、市の要請に迅速かつ誠実に対応すること。
- (3) 運営期間終了時又は 11 の規定による契約の取消しの場合は、次期運営事業者が円滑かつ支障なく運営業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。
- (4) 商品等の搬入・搬出に際しては、来園者の通行等を妨げないように配慮すること。

芦屋市靈園香花売場運営事業に係る企画提案競技審査要領

(評価基準)

第1条 評価項目、配点及び基準は、別表「芦屋市靈園香花売場運営事業予定者選定評価基準」のとおりとする。

(評価の方法)

第2条 「芦屋市靈園香花売場運営事業に係る企画提案競技実施要領」に基づく応募資格の確認の結果、応募資格を有すると認められた者（以下、「応募有資格者」という。）を対象に、「芦屋市靈園香花売場運営事業予定者選定委員会設置要領」に基づく「芦屋市靈園香花売場運営事業予定者選定委員会」（以下、「委員会」という。）が審査する。

- 2 委員会は、一次審査として、応募有資格者からの提出書類をもとに企業評価を行う。
- 3 委員会は、二次審査として、一次審査を通過した者を対象に、企画提案書の評価に際して面接（プレゼンテーション及び質疑応答）をし、提案内容評価を行う。
- 4 委員会は、提案された供花等の販売価格について、価格評価を行う。
- 5 応募有資格者が多数の場合には、一次審査において、二次審査の対象者を選定することができる。

(事業予定者の選定)

第3条 前条の規定に基づく評価の結果、委員会は、企業評価、提案内容評価及び価格評価の総合評価点により、最高得点者からの順に事業予定者とその次点の者を選定する。

- 2 提案内容評価について、評価項目の1項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は総合評価点が70点未満である場合は、事業予定者及び次点に選定しない。
- 3 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は、委員会が協議して決定する。
- 4 委員会において、提案内容の一部変更等を条件として選定する場合がある。
この場合、委員会は、条件付きの事業予定者の選定である旨を芦屋市長に答申する。事業予定者に決定された者が当該条件の履行に同意しない場合は、事業予定者に次点者を繰り上げる。
- 5 委員会からの答申を受け、芦屋市長が事業予定者を決定する。

別表（第1条関係）

芦屋市霊園香花売場運営事業予定者選定評価基準

審査項目	評価項目	評価の視点（確認書類）	配点 ウエイト
一次審査 (書面審査)	(1)営業の拠点	本店、支店又は事業所の所在地（納税証明書）	(5) 点
	(2)事業運営実績	香花売場もしくは類似業務の実績を有しているか (様式5)	(3) 点
	(3)従業員数	法人等の従業員数 (様式4)	(2) 点
	小計		
審査項目	評価項目	評価の視点（確認書類等）	配点 ウエイト
二次審査 (面接審査)	(1)業務の趣旨の理解度	コンセプトが明確になっているか (企画提案書、ヒヤリング)	(10) 点
	(2)業務に対する適格性	事業に対する意欲と姿勢があるか 事業に対する知見・技術力・積極性 (企画提案書、ヒヤリング)	(10) 点
	(3)事業の遂行能力	本事業内容に応じた適切な人員配置になっているか (様式6、ヒヤリング)	(10) 点
	(4)提案内容の実現可能性	企画提案内容は、実現性があるか (企画提案書、ヒヤリング)	(10) 点
	小計		
審査項目	販売品目	価格点	配点 ウエイト
価格評価	しきみ		(10) 点
	ひさかき		(10) 点
	墓花		(20) 点
	仏花		(10) 点
小計			50 点
総合評価点			100 点

芦屋市靈園香花売場運営事業に係る企画提案競技スケジュール

手 続	日 時
(1)公表	令和8年1月15日(木)
(2)実施要領配布	令和8年1月15日(木)から 令和8年2月6日(金)まで
(3)現地見学会	令和8年1月21日(水) 午後2時から午後3時まで
(4)質問受付期間	令和8年1月15日(木)から 令和8年1月28日(水)まで
(5)質問回答最終日	令和8年2月3日(火)まで
(6)応募書類受付期間	令和8年1月15日(木)午前9時から 令和8年2月6日(金)午後5時00分まで
(7)1次審査(書面審査)結果通知	令和8年2月13日(金)
(8)2次審査(面接審査)の実施	令和8年2月25日(水) ※面接実施順、予定時間は別途指定する
(9)最終結果通知	令和8年3月4日(水)(予定)
(10)契約日	令和8年4月1日(水)